

## 議事5

### 届出開設の有床診療所の承認について

- ・届出開設の有床診療所の承認について . . . 1
- ・有床診療所整備計画の概要 . . . 2

# 届出開設の有床診療所の承認について

## 1 趣旨

診療所に病床を設置する場合は、平成19年の第5次医療法改正により、診療所の一般病床が規制の対象となり、知事の許可が必要となった。

ただし、医療法第7条第3項及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定により、地域包括ケアシステム構築のために必要な病床（在宅療養支援診療所、看取り機能など）、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が認める場合には、例外的に届出により一般病床を設置することが可能となっている。

なお、医療審議会の審議を経て、以下のとおり届出開設の有床診療所に関する審査基準を定めている。

## 2 有床診療所の届出に関する本県の資格審査基準

審査基準1：当該診療所が、以下に掲げる区分ごとの適合基準に適合すること。

区 分	適 合 基 準
医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所	次のいずれかの機能を有し、又は有することが見込まれること。 ①診療報酬上の在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出を行っていること又は行うことが見込まれること ②急変時の入院患者の受入機能 ③患者からの電話等による問合せに対し、常時対応できる機能 ④他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能 ⑤当該診療所内において看取りを行う機能 ⑥全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能 ⑦病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
小児医療の推進に必要な診療所	次のいずれの事項にも適合し、又は適合することが見込まれること。 ①小児科又は小児外科を標榜すること ②当該診療所において、専ら小児科又は小児外科を担当する医師が常時1人以上配置されていること
周産期医療の推進に必要な診療所	次のいずれの事項にも適合し、又は適合することが見込まれること。 ①産科又は産婦人科を標榜すること ②分娩を取り扱うこと ③当該診療所において、専ら産科又は産婦人科を担当する医師が常時1人以上配置されていること
救急医療の推進に必要な診療所	救急病院等を定める省令に基づき認定され、又は認定されることが見込まれること

審査基準2：当該診療所の有する構造設備が、医療法及び医療法施行規則に規定する構造設備基準に適合すること。

## 有床診療所整備計画の概要

### (1) 医療機関名等

医療機関名	医療法人EMS 西山救急クリニック分院
所在地 (二次保健医療圏)	越谷市大竹713 他11筆 (東部保健医療圏)
開設予定年月	令和4年7月
開設者	医療法人EMS 理事長 松岡良典 (鹿児島県南九州市)
管理者	酒井 拓磨
診療科目	救急科、内科、外科、小児科、脳神経外科、 整形外科、循環器内科、リハビリテーション科
承認を受けようとする病床数	一般病床 4床
病床の種別	救急医療
備考	24時間365日体制で診療を行い、急性期だけでなく、慢性的疾患の医療についても1次救急から3次救急まで対応し、埼玉県東部地域の救急医療の充実に貢献しようとするもの。 平成29年10月に加須市内に西山救急クリニック(10床)を開設。

### (2) 東部保健医療圏の病床数の状況

基準病床数	既存病床数	備考
8, 184床	7, 930床	254床不足(令和3年3月31日)

### (3) 東部地域医療構想調整会議の結果

- ① 日 時 令和3年7月12日(月)
- ② 場 所 春日部保健所
- ③ 協議の結果
  - ・計画を否定する意見なし。
  - ・調整会議に先立ち、地元越谷市医師会会長に説明し了解を得ている。

### (4) 資格審査基準の適合状況

「救急医療の推進に必要な診療所」の適合基準を満たすものと考えられる。